

第13次鳥獣保護管理事業計画（原案）に対する  
パブリックコメントの募集結果について

第13次鳥獣保護管理事業計画（原案）について、パブリックコメントを実施しましたところ、貴重なご意見をいただき厚くお礼申し上げます。  
いただいたご意見に対する考え方をまとめましたので公表します。

1. 募集期間 令和3年12月24日（金）～令和4年1月24日（月）
2. 募集方法 郵送、ファクシミリ、電子申請
3. 閲覧方法 県ホームページに掲載  
県自然環境課、県民センター  
各振興局行政資料コーナー（長崎振興局を除く）
4. 意見の件数 10件（3名）
5. 意見の反映状況

区分	対応内容	件数
A	・計画（原案）に修正を加え、反映させたもの	2
B	・計画（原案）にすでに盛り込まれているもの ・計画（原案）の考え方や姿勢に合致し、今後、作成、遂行の中で反映させていくもの	0
C	・今後、検討していくもの	5
D	・反映が困難なもの	2
E	・その他	1
	合 計	10

## 6. 提出された意見の趣旨及び県の考え方

番号	対応区分	意見の要旨	意見に対する考え方
1	C	<p>&lt;該当箇所&gt; 第二 1 (2) 鳥獣保護区の指定等計画 原案：P6</p> <p>&lt;ご意見&gt; 雲仙と眉山の保護区は接続しており期間も同じであるので、統合するのが良いのでは。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の鳥獣保護区の指定等計画の参考とさせていただきます。</p>
2	D	<p>&lt;該当箇所&gt; 第二 1 (2) 鳥獣保護区の指定等計画 原案：P6</p> <p>&lt;ご意見&gt; 百花台は区域が都市公園と同じであれば、保護区に指定し、鳥獣の捕獲を制限する意味が無いのでは。</p>	<p>百花台公園鳥獣保護区につきましては、野鳥と人のふれあいの場となっており、鳥獣の捕獲を制限するとともに、環境教育の場の確保や野鳥の保護繁殖を図るために鳥獣保護区に指定しており、目的を異にしたものであります。</p>
3	D	<p>&lt;該当箇所&gt; 第二 1 (2) 鳥獣保護区の指定等計画 原案：P6</p> <p>&lt;ご意見&gt; 戸の隅については、現採石場と公園が多くを占めていると思われ、指定すべき必要性が乏しいのでは。</p>	<p>戸ノ隅鳥獣保護区につきましては、県立自然公園にも指定される等、豊かな自然環境を有し、野生鳥獣の生息密度が高いことから、鳥獣の保護を図るために鳥獣保護区に指定する計画としております。</p>
4	C	<p>&lt;該当箇所&gt; 第二 1 (2) 鳥獣保護区の指定等計画 原案：P7</p> <p>&lt;ご意見&gt; 布津中学校は現地の実態が保護区に適しているのか不明である。</p>	<p>布津中学校愛護林鳥獣保護区につきましては、鳥獣の観察や保護活動を通じた教育環境の場を確保し、鳥獣保護思想の普及啓発等を行うために鳥獣保護区に指定する計画としております。</p> <p>昭和 58 年の指定当時と比較すると宅地等の開発が進んでおり、鳥獣保護区の存続期間の更新にあたっては、鳥獣の生息状況や生息環境等を踏まえ、検討を行います。</p>
5	E	<p>&lt;該当箇所&gt; 第四 2-3 (1) 外来鳥獣等 原案：P20</p> <p>&lt;ご意見&gt; 外来生物法に基づく防除確認を受けて行う捕獲は、これまで県内で実施されたことがあるのか。</p>	<p>これまでアライグマ及びクリハラリス(タイワンリス)について、外来生物法に基づく防除確認を受けて行う捕獲が実施されています。</p>
6	A	<p>&lt;該当箇所&gt; 第四 2-3 (1) ④有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定 原案：P31</p> <p>&lt;ご意見&gt; 「カモ類」との記載はいかがか。記載の被害物を海ガモは食べない。また陸ガモにもこのような作物を食べない種もいる。</p>	<p>過去、被害が確認され、捕獲対象となった種について明記することとします。</p>

番号	対応区分	意見の要旨	意見に対する考え方
7	A	<p>&lt;該当箇所&gt;            第四 2-3 (1) ④有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定            原案：P32</p> <p>&lt;ご意見&gt;            サギは記載の2種のみが対象か。被害物の欄には「サギ類」とあり、その表記で許可が出ているケースがあると聞いた。その場合、希少種のサギも捕獲対象となり問題がある。</p>	<p>過去、被害が確認され、捕獲対象となった種について明記することとします。</p>
8	C	<p>&lt;該当箇所&gt;            第五 4 (2) 指定猟法禁止区域の指定計画            原案：P41</p> <p>&lt;ご意見&gt;            対馬ではニホンジカ及びイノシシによる農林業被害、生態系被害が深刻化している。対馬でニホンジカ及びイノシシの個体数管理を適正に進めるためにはライフル銃使用禁止区域の指定は望ましくないと考える。</p>	<p>ライフル銃使用禁止区域につきましては、存続期間が満了時において、地域の鳥獣の保護の状況等を踏まえ、再指定の検討を行います。</p>
9	C	<p>&lt;該当箇所&gt;            第八 1 (2) 鳥獣行政担当職員の設置計画            原案：P46,47</p> <p>&lt;ご意見&gt;            鳥獣行政担当職員のうち専門的知識を有する職員は「O」と記載されている。専門的知識を有する職員がいなくても現状問題はないのか。また、今後採用する必要があることから、記載項目とされているのか。</p>	<p>専門的知識を有する職員は配置しておりませんが、環境全般を専門とする職員により、必要に応じて外部の有識者等に助言を受けながら、鳥獣の保護及び管理に関する業務を実施しているところです。ご意見につきましては、本計画を進めていく上で参考とさせていただきます。</p>
10	C	<p>&lt;該当箇所&gt;            第八 1 (2) 鳥獣行政担当職員の設置計画            原案：P46,47</p> <p>&lt;ご意見&gt;            「専門的知識を有する職員」の設置計画が期間中「O」であるのは適切ではない。</p>	<p>専門的知識を有する職員は配置しておりませんが、環境全般を専門とする職員により、必要に応じて外部の有識者等に助言を受けながら、鳥獣の保護及び管理に関する業務を実施しているところです。ご意見につきましては、本計画を進めていく上で参考とさせていただきます。</p>